

## イギリスにおける土地所有の近代化と地主制の形成

著者	田代 正一
雑誌名	鹿児島大学農学部學術報告=Bulletin of the Faculty of Agriculture, Kagoshima University
巻	57
ページ	37-47
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10232/3723">http://hdl.handle.net/10232/3723</a>

## イギリスにおける土地所有の近代化と地主制の形成

田代正一<sup>†</sup>

(農業経済学研究室)

平成18年 8月10日 受理

### 要 約

19世紀のイギリスでは農地の大半が比較的少数の大地主によって所有されていた。本稿ではその歴史的背景に関する古典的学説を考察する。チューダー期のイギリスでは領主による耕地の囲込みと牧羊の導入により多数の慣習保有農が土地を奪われた。同時に多くの領主は膳本保有を定期借地へ転換した。これにより領主は、土地を農民とともに分有する部分的所有者から、その土地の絶対的所有者になることができた。同時に膳本保有農の分割所有権は消滅した。イギリスでは18世紀に大土地所有の形成が急速に進んだ。それは主に自由保有地の購入によって行なわれた。富裕なイギリス人は地所を拡大しそれをまとめて維持することを望んだ。大土地所有者は村の治安判事の地位を確保することができた。またそのような地位はその人間にかなりの権力を与え、威厳を持たせ、世の尊敬を受けるに至らしめた。

キーワード：イギリス農業、土地所有の近代化、地主 - 借地農関係

### 1. はじめに

わが国におけるイギリス農業史研究の権威、椎名重明氏によると、近代イギリス農業を特徴づける借地関係は「資本家的大借地経営と大土地所有との照応関係」(椎名[33] p.1)であったとされている。すなわち「18世紀後半から19世紀前半にかけての議会エンクロウジャー——或いはイギリス産業革命の一環としての農業革命——がいまやイギリスから開放耕地をあとかたもなく払拭すると同時に、そこに全面的に展開された資本制農業は、リースにもとづく大借地経営と大土地所有(フリーホルド)との一義的な照応関係を生み出すことになった」(Ibid. p.47)と述べておられる。このような「照応関係」が実際にどの程度一般的であったかはともかくとして、イギリスにおいて大土地所有が支配的であったという点については大方の意見が一致するところである。

この点について例えば、イギリスの経済史家アシュリー(W. J. Ashley)は、1914年「現在イギリスが

脱却しつつあるところの近年の「農業不況」以前の状態についていえば、4,200人の者だけでイングランド及びウェールズの土地の半分以上を所有しており、他の半分の土地の所有者は、現実の農地だけに限っていえば、34,000人に過ぎなかった」(アシュリー[4] p.3)と述べている。もっとも「イギリスにおいても、非常に多数の個別的な土地所有者の存することは事実であって、その数は都市及び農村を合計して、イングランド及びウェールズにおいて100万人に達するといわれている。しかし彼らの所有地の極めて多くは全く小さなもので、それを総計しても、全面積の中に占める割合はとるに足りない」(Ibid. p.3)ものである。

また、イギリスの農業史家オーウィン(C. S. Orwin)によると、1891年「当時全国の農地の約90%は地主 - 小作人制度によって耕作されていた」(オーウィン[28] p.161)と推定されており、イギリスの現代の研究者たちも「1887年には、正確に言えば農地占有者のわずか12%が土地所有者であった」(ミンゲイ&ジョーンズ[19] p.15)と指摘している。

<sup>†</sup> : 連絡責任者：田代正一 (生物生産学科 農業経済学研究室)

Tel : 099-285-8621, E-mail : tashiro@agri.kagoshima-u.ac.jp

このような近代イギリスにおける土地所有の集中、および地主制の形成は一体どのようにして行なわれたのか。さらに、そのような大土地所有制のもとで広範にみられた地主 - 借地農関係とは一体いかなるものであったのか。本稿の問題意識はこのような素朴な疑問から生まれたものである。もとより、イギリスにおける土地所有の近代化と地主制の形成に関しては内外に数多くの研究蓄積がある。わが国では1980年代以降この分野の研究がやや減少傾向にあるように思われるが、<sup>1)</sup> イギリスをはじめ欧米諸国では今日に至るまでこの分野の研究が精力的に行なわれている。<sup>2)</sup> それらを包括的にフォローし評価することは簡単なことではないし、本稿の当面する課題でもない。

本稿の目的は、そのような内外の研究成果を正確に理解し正しく評価するための予備的作業を行なうことである。すなわち本稿では、イギリスにおける土地所有の近代化と地主制の形成に関する古典的学説の再検討を行なう。具体的には、カール・マルクス (Karl Marx)、W. J. アシュリー、C. S. オーウィンらの著作を主なテキストとして、この問題が古典的にどのように理解されてきたのかを考察する。そのような作業を通してこの問題に関する歴史認識の基本視角を形成しておくことは、最新の研究成果を正しく理解し評価するために必要なことであると思われる。

## 2. イギリス市民革命と土地所有の近代化

イギリスにおける土地所有の近代化に大きな影響を及ぼした出来事として最初に注目したいのが、イギリスにおける市民革命 (1642年～49年) とその独自性である。椎名氏によると、「17世紀のイギリス革命により、私的土地所有としてのフリーホールドと契約のもとづく借地 = リースホールドとの照応関係が近代イギリスの土地所有における基本的な関係として確認されたが、マナー領主権の否定も共同体的土地所有の廃止も革命の立法措置としては行なわれなかったから、贖本保有とか慣習保有 customary tenure、任意保有 tenancy at will 等は残ったし、また共同体的土地利用 = 開放耕地制も存続した」(椎

名[33] p.47) とされている。イギリスでは市民革命における土地所有関係の変革が、このように封建的土地所有の一方的な廃止という形で終わったのである。

市民革命における封建的土地所有の一方的な廃止は、1646年の議会制定法に端的に示されている。それによると、「後見裁判所……およびそれに伴う一切の他の負担も同様に廃止される。またすべての軍役保有制は……自由保有に変えられる」(田村[35] p.29) というように、国王と封建領主の関係のみが変革され、領主と農民の関係には全く触れられていない。そのため農民はマナー領主に対して、「諸君は依然としてコピーホルダーのマナー領主に対する忠順を認めさせようとしているが、これは片手落ちではないだろうか。支配者である諸君、貧しいひとびとに諸君自身と同様に土地を解放せよ」(Ibid. p.30) と訴えたのである。これに対して議会は「領主裁判所の記録のコピーによる保有、またはその保有にもとづくいかなる義務も廃止するものではない」(Ibid. p.32) ことを法律で宣言したのである。

このようにイギリスの市民革命は一方で国王の上級土地所有権を否定し、封建的な軍役保有制などを廃止することによって封建領主を国王から解放したが、他方で旧来の贖本保有 (copyhold) 等を存続させ、農民を領主から解放することはなかった。これをマルクス流にいうならば、イギリスの封建領主は「彼らがただ封建的権利をもっていただけの土地の近代的私有権を要求し、(それを) 法律によって横領」(マルクス[17] p.945) しておきながら、「土地に対して彼自身と同じ封建的権利をもっていた農民」(Ibid. p.938) には、そのような私有権を認めなかったのである。このような背景があるが故に、革命後のイギリス農村に封建的な色合いをもつ諸関係が少なからず見出せるとしても、それは決して不思議なことではないのである。ちなみに、イギリスの贖本保有は市民革命後およそ2世紀を経た1894年の「贖本保有法」(Copyhold Act) の時期まで残存することになるのである (ポロック[30] p.185)。

イギリスの歴史家トレヴェリアン (G. M. Trevelyan) によると、「クロムウェル革命は、社会的、経済的な原因および動機によって起ったもので

<sup>1)</sup> わが国における主な先行研究として、赤沢[1]、新井[3]、飯沼[11]、戒能[13]、川北[14]、小松[15]、楠井[16]、水谷[23]、越智[26]、椎名[31]、椎名[33]、重富[34]、常行[41]、米川[42]、米川[43]、吉岡[44] などがある。

<sup>2)</sup> 欧米における主な先行研究として、Allen[2]、Collins[6]、Habakkuk[9]、Holderness & Turner[10]、Mingay[20]、Mingay[21]、Mingay[22]、Neeson[25]、Overton[27]、Thompson[38]、Thompson[39] などがある。

はなかった。それは、社会を改造したり富を再分配したりする望みなどはまったくもたなかった人々の、政治上、宗教上の思想と抱負が生んだものであった。なるほど人々が政治および宗教のことについてどちらの側につくかは、ある程度は、またある場合には、社会的経済的事情にもとづく素因によって決定されたが、そのことを人々自身はなかなかに意識していたにすぎない。国王側には貴族やジェントリーが多く、議会側にはヨーマンや市民が多かった。とりわけロンドンには議会側だった。だが都市および農村のあらゆる階層は、いずれもそれ自身の内部で分裂していたのである」(トレヴェリアン[40] p.195)。従って、いずれの側が勝利しても封建領主が消えてなくなることは始めからなかった。イギリスの市民革命にはこのような独自の側面があったのである。

ところで、イギリス市民革命期の農民がすべて膳本保有農であったのかというと、もちろんそうではない。市民革命の約半世紀前、すなわち「16世紀末には、イングランドの土地の3分の1が膳本保有地であった」(ポロック[30] p.46)が、残りの3分の2は別の形で保有されていた。一般にイギリス中世の末期すなわち15、16世紀においては、農民はその土地保有形態によって、(1)自由保有農、(2)慣習保有農、(3)定期借地農の3種に大別され、その中でも特に慣習保有農が最も多く、全体のおよそ3分の2を占めていた。例えば、トーニー(R. H. Tawney)の推計によると、16世紀イギリスにおけるその割合は、地域的な差異はあるものの、(1)19.5%、(2)61.1%、(3)12.7%、(残りの6.7%は不明)であった(Tawney[36] p.25)。このように多数を占めていた慣習保有農の土地保有は一体いかなる性格のものであったのか。それはイギリスにおける土地所有の近代化と地主制の形成という観点から見てどのような意味をもっていたのであろうか。次にこのような点について考察を行なってみよう。

### 3. 慣習的土地保有の近代化

中世の農奴制(*serfdom*)のもとでは、一般に農民は土地に縛りつけられていたといわれるが、それは裏を返せば土地もまた農民に縛りつけられていたことを意味する。土地は農民から切り離されることはなかったし、ましてや投機の対象になることはなかった。農民にとって土地は「古い封建的な制度によって支えられていた彼らの生存の保障」(マルク

ス[17] p.933)であった。当時の農民は生存のための土地を一定の契約や交渉によってではなく、慣習によって定められた条件の下で保有していた。彼らは「マナーの慣習に従い領主の意志にもとづいて(at the will of the lord, according to the custom of the manor)」(アシュリー[4] p.72)土地を保有していたのである。そのため彼らは慣習保有農(*customary tenants*)と呼ばれた。慣習保有農は領主の意志にもとづいて土地を保有していたのであるが、時が経つにつれて「マナーの慣習に従い、領主の意志にもとづいて」という語句の前半部分が後半部分を制約するものとして理解されるようになった。すなわち、「借地農がその慣習的労役の義務を完全に果している限りは、彼はその権利を侵害されることはない」(Ibid. p.72)という考え方が一般的になっていったのである。その後、慣習保有農の多くは土地の保有条件を記したマナー裁判所記録の写し、すなわち膳本(*copy*)を与えられ、膳本保有農(*copyholder*)と呼ばれるようになった。その一方で膳本を与えられず、単に領主の意志にもとづいて土地を保有する慣習保有農もあり、彼らは任意借地農(*tenancy at will*)と呼ばれた。

16世紀における慣習保有農の多くは膳本保有農であった。膳本保有農はその土地保有に付帯する種々の奉仕を行なうべく慣習によって定められ、そうした奉仕の義務はマナー裁判所の監督下におかれた。彼らは地代や相続料の支払いを強制されたが、その額は慣習により固定される傾向にあった。土地の保有期間は世襲的なものから3代限り(夫、妻、息子)のもの、或いは1代限りのものとさまざまであったが、実際には1代限りといえども土地は息子によって引き続き保有されることが多かった。要するに、膳本保有の場合、農民が慣習に従っている限り彼の保有権は侵害されることがなく、従って領主の上級所有権も絶対的なものではなかったのである。

このように慣習保有農は一般に膳本保有農によって代表され、「中世においてはもちろん、17世紀初においても、コピーホールドは疑いもなく農民の土地保有の支配的形態であった。しかし、18世紀においては、もはやそうではなかった。農民は土地を買うことによってコピーホールドをフリーホールドにかえ、みずから解放(*enfranchise*)してきたし、或いはまた、マナー領主との取り決めによって、コピーホールドをリースホールドに転化してきた」(椎名[31] p.311)と理解されている。そこで次に、このよう

な膳本保有の自由保有や定期借地への転化が実際どのようにして行なわれたのかを考察してみたい。それはイギリスにおける近代的土地所有の形成に大きく寄与するものだったのである。

マルクスは『資本論』の「いわゆる本源的蓄積」と題する章において、イギリスの牧羊エンクロージャーについて言及し、大法官ベーコン (Francis Bacon) の『ヘンリー7世治世史』から次のような記述を引用している。「そのころ (1489年) 少数の牧夫によって容易に管理される牧場に耕地が変えられることについて、苦情がふえてきた。そして有期契約や終身契約や一年契約の借地農場 (ヨーマンの一大部分がこれによって生活していた) が領主直営地に変えられた。これは人民を衰えさせ、その結果、都市や教会や十分の一税の凋落をもたらした。……この弊害の救済にあたっては、当時の王や議会の賢明さは驚嘆に値するものがあった。……彼らはこのような、人口を減らしてしまう共同地横領 (depopulating inclosures) や、それに続いて現われる人口削減的な牧場経営 (depopulating pasture) を阻止する方策をとった」(マルクス[17] p.939) と。ちなみにベーコンは1561年に生まれ1626年に没している。

一方、ヘンリー7世はチューダー朝最初の国王であり、その治世は1485年に始まり1509年に終わる。この国王の下で1489年に制定された「一条例の第19章が、最低20エーカーの土地がついているすべての農民家屋の破壊を禁止した」(Ibid. p.940) ののである。ベーコンはこの条例をもって「一定の標準規格の農業経営と農家をつくりだすもので、深遠で感嘆に値するものだった」(Ibid. p.940) と当時の王や議会の賢明さを称賛しているわけである。というのもベーコンによると、「王国の土地の大部分をヨーマン層、すなわち貴族と小屋住み農夫や農僕との中間の地位にある人々の所有として固定しておくということは、王国の勢威と儀容とにとって驚くほど重要なことだった」(Ibid. p.941) からである。しかし、このような王や議会の政策にもかかわらず、牧羊エンクロージャーは約1世紀後のベーコンの時代まで引き続き行なわれ、多くの苦情を生むことになる。これが15世紀後半から16世紀にかけて行なわれた第1次エンクロージャーであり、一般に「第1次農業革命」と呼ばれるものである。

アシュリーもベーコンの『ヘンリー7世治世史』から次のような記述を引用している。すなわち、「耕作地は牧場に変えられた。また多くのヨーマン

階級が自己の生活の基礎としていた——何年限りとか、何代限りとか、または領主の意志によるところの——借地は領主の直営地に変えられてしまった」(アシュリー[4] p.78) と。このように直営地に転換された土地の多くが慣習保有農の土地であり、そのために土地を失った農民の多くが慣習保有農であった。彼らはこの当時、羊毛価格の高騰が目くらんだ領主によって、慣習を無視して暴力的に土地から駆逐されたのである。

これは本格的な資本主義的精神の勃興を告げる象徴的な出来事であった。マルクスはあるところで、「資本が独立な主導的な力として農業にはいって行くことは、一度に一般的に起きるのではなく、しだいに別々の生産部門で起きて行くのである。それがまず第一につかまえるのは、本来の農業ではなくて、牧畜、ことに牧羊のような部門である」(マルクス[18] p.1027) と述べているが、イギリス農業において資本主義的精神が本格的に発揮された最初の出来事が、当時の牧羊エンクロージャーだったのである。

1516年にトーマス・モア (Thomas More) は『ユートピア』(Utopia) の幸福な状態を際立たせるために、羊が人間を食い尽くす奇妙な国のことを語っている。「或いは詐欺奸計に引っかかるか、それとも烈しい圧迫に屈伏するか、いずれにしても結局土地を奪われるのですが、時には不当極まる迫害のため、すっかり痛めつけられ、やむなく一切を売り払うということもあります。無理無体なといいますが、まるで手段を選ばない卑劣な策動に乗せられ、この憐れな、無知な、惨めな百姓たちは自分の土地から出て行かなければなりません」(モア[28] p.27) と。モアのこの記述が当時の牧羊エンクロージャーを揶揄したものであることはいうまでもない。もっとも、この当時の領主は農民から土地を奪い取るうと思えば、マナーの慣習を無視して相続料を法外に引き上げるだけでよかったのである。

オーウィンは16世紀の牧羊エンクロージャーについて、「チューダー期に囲い込まれて草地に転換された面積は100万エーカーに及ばず、その結果仕事からほうりだされた人々は5万人足らずであった」(オーウィン[28] p.42) と述べている。チューダー期はヘンリー7世からエリザベス1世まで5代続いたチューダー王朝の時代 (1485年~1603年) である。この「チューダー期の囲込みが耕作農業および穀物生産の技術の改良になした寄与は重要ではない。む

しろそれは、農業における企業者 (business man)、——自分の時代の特定の環境から金を儲ける時運をつかみうる人——の出現に特色がある」(Ibid. p.43) とオーウィン述べている。

16世紀のイギリスは宗教改革の時代でもあった。アシュリーによると、それが助長した宗教的個人主義も手伝って「16世紀に至ると、私利追求が今までよりも更に一般的となり、更に活発となり、更に臆面もなく行なわれるに至った」(アシュリー[4] p.80)。それまでは「直営地の借地農業者が修道院に支払っていた地代や、慣習借地農が借地権更改に際して支払っていた更改料は、原則として比較的低額のものであった。ところがいまやそれに代って、新しい利得追求の熱意に駆られた新しい所有者が到来したのである。すなわち、彼らは地代をひき上げたり、各地で耕作地を牧場に転換したり、更に慣習借地農をして何代限りとか或いは何年限りという定期借地契約を無理に受諾せしめようとした」(Ibid. p.83) のである。

宗教改革に伴う修道院の解散はいわゆる「ジェントリーの勃興」を助けた(トニー[37])。宗教改革の時代にはカトリック教会は「イギリスの土地の大部分の封建的所有者だった」(マルクス[17] p.942) のであるが、1532年と1539年の修道院解散によって「イギリスの土地の約5分の1ほどのもの」(アシュリー[4] p.82) が修道院から没収され、その多くが「金を儲ける時運をつかみうる人」や「新しい利得追求の熱意に駆られた新しい所有者」の手に落ちた。

その結果、従来の慣習的土地保有は変化を余儀なくされた。それまで農民は土地の登録謄本を保有している限り、その土地を世襲的保有地として確保することができたのであるが、いまや彼らは謄本を引き渡して、「その代わり何年限りとか何代限りとかの定期借地契約に切り替えることを要求されるに至った」(Ibid. p.166) のである。謄本保有の定期借地への切り替えは、16世紀の農業著述家フィッツハーパート(J. Fitzherbert)によって、「たとえその時即座に領主の利益が得られないとしても必ず最後にはそれが得られるのである」(アシュリー[4] p.167)<sup>3)</sup> という理由で当時の領主に推奨されている。

このように謄本保有は定期借地への切り替えによって減少する傾向にあったが、その傾向は緩慢なもの

であったといえなくもない。というのは、18世紀に至ってもなお、エドワード・ロウレンス(Edward Laurence)の『主君に対する家令の義務』(1727年)の中で、その切り替えが奨励されているからである。土地貴族たる Buckingham 侯(Duke of Buckingham)の土地周旋人であったロウレンスは「貴族やジェントルマンは、何代限りと定められた従来謄本保有地を、この際何代限りと定められた定期借地に切り替えるように努めなければならない」(アシュリー[4] p.168)<sup>4)</sup> と推奨している。そうすることによって領主は自らの土地所有権を確かなものにすることができたからである。

謄本保有の定期借地への切り替えによって領主は、土地を農民とともに分有する部分的所有者から、その土地の絶対的所有者に、或いは「その土地を欲するままに処分しうる法的権利を有するもの」(Ibid. p.169) になることができた。一方、この切り替えによって「謄本借地者が従来有してきたところの半所有権(或いは分割所有権) semi-proprietorship はいまや全く消滅してしまった」(Ibid. p.169) のである。これをマルクス流に「独立のヨーマンに代って任意借地農業者(tenant-at-will)、すなわち1年解除予告期間を条件とする比較的小さい借地農業者で地主の恣意に依存する隷属的な一群が現われた」(マルクス[17] p.947) と表現したとしても、それはあながち間違いではないだろう。

要するに、定期借地への切り替えによる謄本保有の減少は、領主のもつ土地所有権の強化を通して、イギリスにおける土地所有の近代化と地主-借地農関係の形成に大きく寄与したものと考えられる。こうした切り替えが、農民と「マナー領主との取り決めによって」なされた場合はともかく、それが領主によって「無理に受諾せしめられた」ものであるとすれば、農民にとってその意義は大きかったのである。これを仮に「謄本保有権の近代化」と呼ぶとすれば、農民にとっては土地に対する権利を失い地主の恣意に依存するようになることが近代化の意味であった。そして場合によっては、路頭に迷うほかに途なき無産者へ転落することが、彼らにとっての近代であった。だが近代とは所詮そういうものである。資本主義がもたらす「すべての歴史的進歩」は、マルクス流にいうならば、「さしあたりまず直接生産

<sup>3)</sup> John Fitzherbert, *Surveying* (1523), quoted by Ashley[5] p.132.

<sup>4)</sup> Edward Laurence, *The Duty of a Steward to his Lord* (1727), quoted by Ashley[5] p.133.

者の完全な窮乏化によって」(Ibid. p.796) 買い取られるものだからである。

#### 4. 自由保有地の購入と所領の拡大

ところで膳本保有地はその定期借地への切り替えのみならず、土地の買い上げによる自由保有地への転化によっても減少したとみられている。上述のように「農民は土地を買うことによってコピー・ハウルドをフリー・ハウルドにかえ、みずから解放(enfranchise)してきた」からである。そのようにして解放された膳本保有地を含めて、ここでは農民の自由保有地の変遷と地主制の形成の関係を考察してみたい。

膳本保有農の自由保有農への転化とは、「従来の占有者が自分の地代支払い義務を買いもどして、自分の土地の完全な所有権をもつ独立農民に転化する」(マルクス[18] pp.1023 - 1024) ことにほかならない。ところで、自由保有農はその全てが膳本保有農の解放によって生まれたわけではない。その多くは中世からの伝統的自由民の後裔として存在していた。しかしながら、その出自がいかなるものであれ、一般に自由保有農はその保有権に関してほぼ完全な法的保障を享受しえたのであり、それはマナー領主といえども侵害することのできない安定したものであった。もちろん自由保有といえども一定の封建的付帯義務を負っていたが、それは膳本保有などに比べるとほとんど名目的なものにすぎなかった。

ところで、自由保有はあくまでも法的保有形式であって、経済的階層性を示すものではない。経済的にみると、大きな膳本保有農ほど裕福でない小自由保有農から、小領主と肩を並べうるほどに裕福な自由保有農までさまざまであった。ただし、自由保有は土地の保有権に法的な独立性をもつ点で際立っており、その意味で膳本保有とは大きな違いがある。従って自由保有農の場合、膳本保有農のように定期借地への切り替えを強要されることはなかった。領主は(そして領主に限らず何人も)、自由保有地の所有権を得るためには、それを購入するほかなかったのである。そして、このような自由保有地の購入こそが、イギリスにおける大土地所有の形成、或いは所領(estate)の拡大のために採用された方策だったのである。

オーウィン<sup>1)</sup>は開放耕地の囲込みについて次のように述べている。「囲込みがすすむと、大きな自由土地保有者すなわち地主は、割り当てられた土地を、小

作人たちのおのおのがそれまでオープン・フィールドで占有していた面積に相当する農場に分割して、彼らに貸し付けた。小さな自由土地保有者——それを自作農(occupying owner)と呼んでもよいかもしれない——は、それぞれ分散していた彼のストリップの合計面積に相当する一団の土地を所有するようになった。……小作農でも自作農でも、大きな農民はやがて新しい条件のもとに歩み始めるようになった。小さな自作農にとっては、事態はしばしばより困難であつたらしい。新しい保有地が、農民とその家族とに専業の仕事を与えるに十分なほど大きかった場合には、彼らはそこに落ち着いた」(オーウィン[28] pp.131 - 132)。しかし、そうではない場合、例えば小さな自作農の場合、「彼の小さな土地は、利用されうる前に柵が作られねばならなかった。しかもその土地はあまりに小さくて、作物の輪作を行ったり、同時に20頭もの羊を養ったりすることはできなかった。……村民の小さな割当地は売られねばならなくなり、彼らは専従の賃労働者となった」(Ibid. pp.47 - 48)。このような事情により、「最も小さな自由土地保有者がその割当地を売るために、それに隣接した地所(estate)が拡大される傾向があつた。国中どこでも、一般に売りに出された隣接の自由保有地(freeholds)を買い入れることによって地所を統合するのが大きな自由土地保有者の政策であつた」(Ibid. pp.132)。

ところで、自由保有地の購入による所領の拡大は囲込み終了後にのみ行なわれたわけではない。例えば、ジョンソン(A. H. Johnson)の古典的な研究によると、1660年から1760年までは小自由保有農が激減した時期とされており、小規模な自由保有農は議会エンクロージャーの時期以前に少なからず減少していたと考えられている(Johnson[12])。そして、このことは「1750年にはヨーマンリはほとんどなくなっていた」(マルクス[17] p.944)というマルクスの記述とも重なり合う。

それはともかく、自由保有地の購入による所領の拡大について、イギリスの経済史家ハバクク(H. J. Habakkuk)は次のような興味深い指摘を行っている。彼は直接にはノーサンプトンシア(Northamptonshire)とベドフォードシア(Bedfordshire)の2州について述べているのだが、それによると「囲込みを行なうためには、常に自由保有農の土地を大量に買収してかかることが、何よりも先決問題であつた。小自由保有農の地位は、戦

時の課税によっていっそう悪化しており、しかもこのふたつの州では、物価上昇による利益で埋め合わせがつくということもまったくなかった。彼らの立場はまた、農場の集中の動きによっても弱められることになった。1660年のモンタギュー卿の領地は、大部分、近隣の自由保有農に貸し出されていた。もちろん自由保有農は、賃借地の耕作を犠牲に供してでも自己の自由保有地の耕作に力を入れるから、これは地主にとって有利なやり方ではなかった。ところで、ここでも領内の地条を集中してコンパクトな農場をつくり、大借地農を誘導するというのが、1660年から1730年に至る間に一貫して採用された経営方針のひとつであった。したがって、1730年までには、近隣の自由保有農の保有する土地は、領内に1エーカーたりとも存在しなくなってしまった。この動きが、この所領だけでなく広汎にみられたものだとすれば——そう信ずべき十分な理由があるのだが——それは自由保有農の立場を、著しく弱くしたに相違ない。自由保有農がこうして弱体化していった一方、大地主は、利子率が上昇して土地が次第に廉価になってきたので、いっそう土地購入の意欲を高めた。伝統ある大地主も新興のそれも、多数の自由保有農の保有地を買いあげた」（ハバカク[8] pp.41-42）。

ロウレンスが『主君に対する家令の義務』の中で「家令はその主君の利益と便益のために、主君のマナア内やその近傍に、自由保有農であって土地を売却しようとするものがないかどうかを十分に調べ、もしそのようなものがあつたならば、できるだけ無理のない値段でそれを買取るように最善の努力をつくすことを忘れてはならない」（アシュリー[4] pp.156 - 157）<sup>5)</sup>と忠告したのも18世紀初期のことである。こうして「できるだけ無理のない値段で」土地を買収された自由保有農はその後いかなる道を行んだのか。アシュリーによれば、「これらの小農地の所有者に対しては、収入の源泉になるようにと、その所有地の元本価格以上の値段がつけられたのであるが、彼らはその金を喜んで受け取って、借金を払ったり商売に投じたり、また時には借地人となって大農場を経営したりすることさえあつた」（アシュリー[4] p.157）。

もっとも、彼らが売却した土地の大きさは大小さまざまであり、彼らの得た金額も一様ではなかった。その金額がある程度の大きさに達した者にとっては、

商売を始めたり大農場を賃借したりすることも可能だった。けれども、わずかな土地しかもたない自由保有農の場合には、「彼らの或る者は農村に残って、みじめな状態——それは散り散りになった未組織の労働者の群が<sup>18</sup>、19世紀にかち得ることのできたすべてであった——のもとで働いた。他のものは都会に流れ込んで、増加しつつあつた産業労働者の大軍に加わつた。そのどちらの場合にも、大多数の者にとって、身分上の変化は独立と経済的機会との喪失を意味した」（オーウィン[28] p.48）のである。

ところで、地主たちはいかなる動機から所領の拡大に努めたのであろうか。そしてまた、そのための資金をいかにして捻出したのであろうか。購入資金の源泉のひとつに地主の地代収入があつたことはいうまでもない。だがそれと同時に、17世紀末から18世紀初期にかけての所領の拡大については、アシュリーによる次のような指摘が重要である。「土地の買主たちはそれほど楽に出せるような購入資金をどこから得たのであろうか。それは主として貿易によって得た富からであつた。……すなわち、貿易によって富を得た人々は、所有地を買入れて、「家門を立てる」found familiesことに懸命になっており、一方農村の古い家柄の人々は「町方の家と縁組みをする」married into the cityことによつて、相続人となつた嫁の財産によつて農村における自分らの地位を強化しようとしていたのである」（アシュリー[4] pp.157 - 158）。

地主による所領の購入ないし拡大の動機のひとつに経済的な誘因があつたことはいうまでもない。当時土地の購入は「特に安全な投資」（Ibid. pp.162）と考えられていたからである。イギリスのような「古い国で土地所有は特に高尚な所有形態として認められており、そのうえ土地所有の買入れは特に確実な投資と認められて」（マルクス[18] p.805）いたのである。

だが、所領の拡大は単なる経済的誘因のみによるものではなかつた。土地所有に伴う社会的、政治的利益が所領拡大の動機となつたのである。ハバカクによると、「土地を買つたのは、社会的威信や政治上の権力について、とりわけ鋭敏な考慮を払う人たちであつた。……彼らは土地をもつことによつてしか得られない、例の社会的な箔を希求していたのである。……彼らは、地主階級が享受した役得とでも

<sup>5)</sup> Laurence, *op. cit.*, quoted by Ashley[5] p.134.



いうべきもの、つまり、隣人の生活を思うがままに統制する権利を買い占めようとしたが土地自体に資金を投下するつもりはそれほどなかったのである。野外を一望したときに、あたり一面自己の所有地ならざる土地はない、という状態になること、それだけが彼らの願いだったのである」(ハバカク[8] p.34)。

それだけが願いであったか否かはともかく、同様のことはアシュリーによっても指摘されている。すなわち、「イギリスにおいては、何よりもまず、相当数の広さの所有地を所有した場合には、その所有者が極端な愚か者か大酒呑みでないかぎり、治安判事としての地位を確保することができたからである。またそのような地位は、その人間にかなりの権力を附与するとともに、威厳をもたしめ、彼をして世の尊敬をうけるに至らしめたからである」(アシュリー[4] p.162) と。

フリードリッヒ・エンゲルス (F. Engels) は、産業革命前夜のイギリスにおいて「都会から隔離され」た「自由な田園の空気のなかで」生活する織布工兼小作農民が、「まったく快適な生活を楽しみながら、のんびりと暮らし、きわめて信心深くかつまじめに、正直で静かな生涯をおくった」(エンゲルス[7] pp.56 - 57) と記している。産業革命後の労働者の悲惨な状態を強調するために、エンゲルスはそれ以前の状態を理想化しすぎている感がないではない。それはともかく、エンゲルスによると、「彼らは、自分たちのスクワイアー (squire) ——その地方のもっとも有力な地主——を自分たちの当然の旦那様だと考え、彼に相談をもちかけたり、自分たちの小さなもめごとをもちこんで解決してもらったりして、こうした家父長制的な関係にとまなうあらゆる尊敬をはらっていた」(Ibid. p.57) という。ここでエンゲルスが言及している「スクワイアー」こそ、「治安判事としての地位を確保することができた人」であり、「隣人の生活を思うがままに統制する権利」を手に入れた地主にほかならない。

自由保有地の購入は、それが小自由保有農からのものであれ、或いは負債を抱えて没落する中小地主からのものであれ、購入者たる大地主にとっては以上のような意義を有していたのである。それは謄本保有の定期借地への切り替えとともに、イギリスにおける大土地所有形成のための重要な方策だったのである。

## 5. 結びにかえて

アシュリーによると、「中世のマナー領主は明らかに近代の村のスクワイアによって代表されている」(アシュリー[4] p.10) という。前述のように、イギリスの市民革命はすべての軍役保有を廃止し、マナー領主を上級所有者から解放した。「マナー領主がこのようにして漸次に村のスクワイアに変容していく間に、彼は上位の領主に対する服属からも解放されるに至った」(Ibid. p.12) のである。とはいえ、マナー領主の解放或いはその近代的スクワイアへの転化は突然にして起こったものではない。それはすでに市民革命以前に始まっていたのであり、市民革命はそうした領主の解放を法的に確認したものである。その一方で、市民革命は謄本保有農を解放することはなかったし、共同体的な土地の所有ないし利用を廃止するものでもなかった。そのため、市民革命から約100年後に本格化する議会エンクロージャーが「イギリスから開放耕地制をあとかたもなく払拭する」ことになったと考えられている。

とはいえ、開放耕地の囲込みは地域によっては議会エンクロージャーの時期以前にすでに実施されていたことも事実である。また、18世紀の議会エンクロージャーにおいては、「関係地の5分の4を下らぬ所有者の同意が示されれば、法案の議会通過はほとんど形式的なものであった」(オーウィン[28] p.46) といわれるから、囲込まれた土地の大部分はすでに囲込みに同意している者の所有地であったと考えられる。この場合の関係土地所有者が土地の自由保有者であったことはいうまでもない。

開放耕地の大部分がすでに大土地所有者の自由保有地であった場合に、それをあえて囲込む必要性はどこにあったのか。この点について椎名氏は「囲込みは土地を統合し、資本家的経営に、より適合的な大農場をつくり出すことを目的としていたし、その意味で囲込みの法的手続上の推進者が地主であったにしても、実質的な推進者は農業資本家であった」(椎名[32] p.100) と述べておられる。囲込みの主導権は地主ではなく借地農が握っていたという理解である。仮にこのように理解すると、村のスクワイアの社会的威信や政治的力はどことなく色あせたものとして眼に浮かぶ。治安判事といっても所詮は農業資本家の旗振り役でしかない。果たしていずれが黒幕か。

19世紀末にイギリスのジェントリー階層に属する一人の著述家が「村のスクワイア」について次のように書き記している。この著述家にとっては、上の問いに対する答えは明白であったと思われる。

「イギリス土地制度の理想は……1教区の全体或いは隣接する数教区の全体が含まれるような大所有地という理想である。そこにおいては、周囲にめぐらす柵の内部には他の地主は存在しない。また村そのものが農地と同一の所有者に属している。またその地域内のあらゆる人々——借地農業家も商人も労働者も——すべてが直接間接に一人の土地所有者に依存している。すなわち借地農業家は通例一年毎の借地契約で地主からその土地を借地しており、労働者はその小屋を地主ないし借地農業家から、過ぎめ或いは年ぎめで借用している。さらに村の商人たちも、主としてその得意先という点でその地域のスクワイアに頼り、また彼から家を借りている。ところで各教区内のすべての土地や家屋がそれぞれ一人の所有者に事実上属しているという意味においては、この理想は、イングランド及びウェールズの半数以上の農村教区において、実際に実現されているものと信じられている。また極めて多くの場合において、ただ一人の地主が数個の隣接する教区の全体を所有したり、或いは国内各所にある数教区全体を所有している」(アシュリー[4] pp.6 - 7).<sup>6)</sup>

『農地保有論』(1893年)という著書の一節でこのように述べているショー・ルフエブル(Shaw Lefevre)は、後のエヴァズリー卿(Lord Eversley)であり、かの有名な1883年「農業保有地法」の起草者でもある。エヴァズリー卿によって描かれた「イギリス土地制度の理想」、それがイメージさせる農村風景を素直に思い浮かべれば、この当時の農業を特徴づける借地関係が借地農 - 地主関係ではなく、地主 - 借地農関係であったことは明らかである。地主と借地農、この二つの単語の順序は当事者のみならず我々にとっても重要である。

## 文 献

- [1] 赤沢計真：土地所有の歴史的形態。青木書店(1977)
- [2] Allen, R. C. : *Enclosure and the Yeoman: The Agricultural Development of the South Midlands, 1450 - 1850*. Clarendon Press (1992)
- [3] 新井嘉之作：イギリス農村社会経済史。御茶の水書房(1959)
- [4] アシュリー, W. J. : イギリス経済史講義, 矢口孝次郎訳。有斐閣(1958)
- [5] Ashley, W. J. : *The Economic Organisation of England: An Outline History*. Longman (1914)
- [6] Collins, E. J. T. (ed.) : *The Agrarian History of England and Wales, vol.7*. Cambridge University Press (2001)
- [7] エンゲルス, F. : イギリスにおける労働者階級の状態(上), マルクス・エンゲルス全集刊行委員会訳。国民文庫, 大月書店(1971)
- [8] ハバカク, H. J. : 18世紀イギリスにおける農業問題, 川北稔訳。未来社(1967)
- [9] Habakkuk, H. J. : *Marriage, Debt, and the Estates System: English Landownership, 1650 - 1950*. Oxford University Press (1994)
- [10] Holderness, B. A. and Turner, T. (ed.) : *Land, Labour and Agriculture, 1700 - 1920*. Hambledon Press (1991)
- [11] 飯沼二郎：地主王政の構造。未来社(1964)
- [12] Johnson, A. H. : *The Disappearance of the Small Landowner*. Oxford University Press (1909)
- [13] 戒能通厚：イギリス土地所有権法研究。岩波書店(1980)
- [14] 川北稔：工業化の歴史的前提。岩波書店(1983)
- [15] 小松芳喬：イギリス農業革命の研究。岩波書店(1961)
- [16] 楠井敏朗：イギリス農業革命史論。弘文堂(1969)
- [17] マルクス, K. : 資本論, 第1巻, 岡崎二郎訳。大月書店(1968)
- [18] マルクス, K. : 資本論, 第3巻, 岡崎二郎訳。大月書店(1968)
- [19] ミンゲイ, G. E., ジョーンズ, E. L. : イギリス産業革命期の農業問題, 亀山潔訳。成文堂(1978)
- [20] Mingay, G. E. : *English Landed Society in the Eighteenth Century*. Routledge and Kegan Paul (1963)
- [21] Mingay, G. E. (ed.) : *The Agrarian History of England and Wales, vol.6*. Cambridge University Press (1989)
- [22] Mingay, G. E. : *Land and Society in England 1750 - 1980*. Longman (1995)
- [23] 水谷三公：英国貴族と近代。持続する統治1640 - 1880。東京大学出版会(1987)
- [24] モア, トマス：ユートピア, 平井正穂訳。岩波文庫(1957)
- [25] Neeson, J. M. : *Commoners: Common Right, Enclosure and Social Change in England, 1700 - 1820*. Cambridge University Press (1996)
- [26] 越智武臣：近代英国の起源。ミネルヴァ書房(1966)
- [27] Overton, M. : *Agricultural Revolution in England: The Transformation of the Agrarian Economy 1500 - 1850*. Cambridge University Press (1996)
- [28] オーウィン, C. S. : イギリス農業発達史, 三澤嶽郎訳。御茶の水書房(1978)
- [29] Orwin, C. S. : *A History of English Farming*. Thomas Nelson (1949)
- [30] ボロック, F. : イギリス土地法, 平松紘監訳。日本評論社

<sup>6)</sup> Shaw Lefevre, *Agrarian Tenures* (1893) p.17, quoted by Ashley[5] pp.5 - 6.

- (1980)
- [31] 椎名重明：イギリス産業革命期の農業構造。御茶の水書房 (1962)
- [32] 椎名重明：イギリス農業の発展。農政調査委員会編，体系農業百科事典VI，農政調査委員会 (1967)
- [33] 椎名重明：近代の土地所有。東京大学出版会 (1973)
- [34] 重富公生：イギリス議会エンクロージャー研究。勁草書房 (1999)
- [35] 田村秀夫：イギリス革命思想史。創文社 (1961)
- [36] Tawney, R. H. : *The Agrarian Problem in the Sixteenth Century*. Longmans (1912)
- [37] トーニー, R. H. : ジェントリーの勃興, 浜林正夫訳。未来社 (1957)
- [38] Thompson, F. M. L. : *English Landed Society in the Nineteenth Century*. Routledge and Kegan Paul (1963)
- [39] Thompson, F. M. L. (ed.) : *Landowners, Capitalists, and Entrepreneurs*. Oxford University Press (1994)
- [40] トレヴェリアン, G. M. : イギリス社会史 1, 藤原浩・松浦高嶺訳。みずず書房 (1971)
- [41] 常行敏夫：市民革命前夜のイギリス社会。岩波書店 (1990)
- [42] 米川伸一：イギリス地域史研究序説。未来社 (1972)
- [43] 米川伸一：現代イギリス経済形成史。未来社 (1992)
- [44] 吉岡昭彦：イギリス地主制の研究。未来社 (1967)

---

## The Modernization of Landownership and the Growth of Landed Society in England

Shoichi TASHIRO<sup>†</sup>

(*Laboratory of Agricultural Economics*)

### Summary

In 19th century England, a large part of cultivatable land was owned by comparatively few landlords. This paper examines the classical views on the modernization of landownership and the growth of landed society in England. In the Tudor period many of the customary tenants were removed from their land as a consequence of enclosure movements and the introduction of sheep-farming. Meanwhile landlords were working to convert copyhold tenure to leasehold tenure, turning the landlord into the absolute owner with the legal right to dispose of the land as he wished, instead of being a partial owner who was sharing the property with a copyhold tenant. This destroyed the semi-proprietorship of the copyholder. The establishment of very large estates proceeded rapidly in the 18th century, due mainly to the purchase of freeholds. Wealthy Englishmen sought to accumulate and retain estates, since landed estate of a sufficient size secured for its owner the position of Justice of the Peace, a position which gave dignity and secured respect, as well as substantial power.

**Key words** : English agriculture, modernization of landownership, landlord-tenant relationship

<sup>†</sup>: Correspondence to: Shoichi TASHIRO (Laboratory of Agricultural Economics)

Tel : 099-285-8621, E-mail : tashiro@agri.kagoshima-u.ac.jp